



島根県報

平成19年3月26日(月)
号外第23号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

規 則

島根県報発行規則の一部を改正する規則

(総務課)

公布された条例等のあらまし

島根県報発行規則の一部を改正する規則(規則第20号)

1 規則の概要

県報の無償配付先から本庁各部課及び各地方機関を削ることとした。(第5条関係)

2 施行期日

平成19年4月1日から施行することとした。

規 則

島根県報発行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月26日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第20号

島根県報発行規則の一部を改正する規則

島根県報発行規則(昭和25年島根県規則第23号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号から第8号までを2号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

